

平成26年度 財政状況資料集

総括表（市町村）

都道府県名	千葉県		市町村類型	II-1			指定団体等の指定状況		区分		平成26年度(千円)	平成25年度(千円)	区分		平成26年度(千円・%)	平成25年度(千円・%)	
							財政健全化等	×	歳入総額	26年度(千円)			25年度(千円)	実質収支比率			26年度(千円・%)
千葉県							財政健全化等	×	歳入総額	26,766,974	26,494,220	実質収支比率	7.9	7.8			
市町村名	四街道市		地方交付税種地	2-6			財源超過	×	歳入総額	25,386,633	24,778,217	経常収支比率	98.4	93.3			
							首都	○	歳入歳出差引	1,380,341	1,716,003	(※1)	(108.0)	(104.2)			
							近畿	×	翌年度に繰越すべき財源	177,400	524,566	標準財政規模	15,207,461	15,184,185			
人口	22年国調(人)	86,726	産業構造(※5)			中部	×	実質収支	1,202,941	1,191,437	財政力指数	0.80	0.80				
	17年国調(人)	84,770				低開発	×	単年度収支	11,504	-71,880	公債費負担比率		12.5	12.3			
	増減率(%)	2.3				過疎	×	積立金	591,000	619,752	健全化判断比率						
						山振	×	繰上償還金	-	-	実質赤字比率						
住民基本台帳人口	27.01.01(人)	91,340	区分	22年国調	17年国調	低開発	×	積立金取崩し額	1,045,502	602,046	連結実質赤字比率	-	-				
	うち日本人(人)	89,919	第1次	515	621	指数表選定	○	実質単年度収支	-442,998	-54,174	実質公債費比率	4.9	4.9				
	26.01.01(人)	91,206		1.4	1.5						将来負担比率	-	-				
	うち日本人(人)	89,892	第2次	7,330	8,525												
	増減率(%)	0.1		19.7	21.2												
	うち日本人(%)	0.0	第3次	29,413	30,398												
		78.9		75.6													
面積(km ²)	34.52							基準財政収入額	9,175,481	8,765,002	資金不足比率(※4)						
人口密度(人/km ²)	2,512							基準財政需要額	11,218,946	10,989,506							
世帯数(世帯)	32,514							標準税収入額等	11,819,187	11,342,189							
職員等の状況													経常経費充当一般財源等	14,892,092	14,417,671		
特別職等	区分	定数	1人あたり平均給料月額(百円)	一般職員等(※6)	区分	職員数(人)	給料月額(百円)	1人あたり平均給料月額(百円)	歳入一般財源等	18,564,174	18,933,147						
	市区町村長	1	7,920		一般職員	557	1,793,540	3,220	地方債現在高	22,272,892	21,816,016						
	副市区町村長	1	6,882		うち消防職員	112	364,784	3,257	うち公的資金	16,762,812	16,383,216						
	教育長	1	6,460		うち技能労務職員	9	26,892	2,988	債務負担行為額(支出予定額)	3,389,477	3,699,693						
	議会議長	1	5,000		教育公務員	8	29,656	3,707	収益事業収入	-	-						
	議会副議長	1	4,500		臨時職員	-	-	-	土地開発基金現在高	334,733	334,658						
	議会議員	20	4,300		合計	565	1,823,196	3,227	積立金現在高	2,712,381	3,166,883						
					ラสบライレス指数				97.8	財政調整基金	686,678	686,176					
										減債基金	4,750,705	5,239,323					
										その他特定目的基金							

(注釈) ※1：経常収支比率の()内の数値は、「減収補填債(特例分)」及び「臨時財政対策債」を除いて算出したものである。

※2：各会計の一覧は主な会計(10会計まで)を記載している。

※3：地方公共団体が損失補填等を行っている出資法人で、健全化法の算出対象となっている団体については、「地方公社・第三セクター等」の団体名に○印を付与している。

※4：資金不足比率欄には、資金が不足している会計のみ記載している。

※5：産業構造の比率は、分母を就業人口総数とし、平成22年国調は分類不能の産業を除き、平成17年国調は分類不能の産業を含んでいる。

※6：個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、「給料月額(百円)」と「1人あたり給料月額(百円)」を「アスタリスク(*)」としている。(その他、数値のない欄については、すべてハイフン(-)としている)。